

ケヤキ介護支援センター運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ケヤキ福祉が開設するケヤキ介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケヤキ介護支援センター
- 二 所在地 仙台市太白区西中田4-12-1 カンフォートシティ1階

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者1名（常勤・介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

二 介護支援専門員6名（常勤・管理者と兼務1名・常勤・専従5名・非常勤・専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及びお盆休み（8月13日～8月14日）、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

二 使用する課題分析票の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

三 サービス担当学会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、仙台市（太白区・青葉区・若林区、泉区、宮城野区）、名取市、岩沼市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 継続研修 年2回

2 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこ

これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ケヤキ福祉と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

令和3年5月11日、第4条第2項へ条文の追加（員数）、施行する。

令和4年6月2日、第4条第2項へ条文の追加（員数）、施行する。

令和4年9月1日、第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。

令和5年3月11日 第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。

第5条第2項へ条文の変更（営業時間）、施行する。

令和5年4月1日、第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。

令和6年4月1日、第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。

令和6年8月1日、第3条第2項へ条文の変更（住所）、第4条第2項へ条文の変更（員数）、

第5条第2項へ条文の変更（営業時間）、

令和7年4月1日、第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。

令和7年4月21日、第4条第2項へ条文の変更（員数）、施行する。